

指定工場における封印取付けに関する実施方法

1. 中古車新規登録の際の封印

- (1) 中古車新規登録を行う。
- (2) 会議所の〔登録番号標交付窓口〕で、次の必要な書類を提出し、番号標（ナンバー）と封印を受取ること。
 - ・指定自動車整備事業者に係る封印受領書
 - ・自動車に係る譲渡証明書の写し
 - ・予備検査証等の写し（予備検査等により現車の提示を省略する場合）
 - ・保安基準適合証等の写し又は、整備工場コードの記載された自動車検査証

2. 移転登録、変更登録、番号変更の封印

- (1) 各種登録等の手続きを行う。
- (2) 会議所の〔登録番号標交付窓口〕で、次の必要な書類を提出し、番号標（ナンバー）と封印を受取ること。
 - ・指定自動車整備事業者に係る封印受領書
 - ・新自動車検査証
 - ・登録事項等通知書
 - ・旧自動車検査証の写し（W移転等により、登録事項等通知書で登録番号の変更が確認できない場合）
 - ・出張封印確認書・軽自動車用車両番号標後返納確認書（取り外した自動車登録番号標を会議所へ後日返納（15日以内）する場合）

3. 番号標（ナンバー）再交付または、交換による封印

- (1) 各種登録等の手続きを行う。
- (2) 会議所の〔封印窓口〕で、次の必要な書類を提出し、番号標（ナンバー）と封印を受取ること。
 - ・指定自動車整備事業者に係る封印受領書
 - ・自動車検査証の写し
 - ・承認印のある交換再交付申請書の写し又は、交換再交付引換証
 - ・出張封印確認書・軽自動車用車両番号標後返納確認書（取り外した自動車登録番号標を会議所へ後日返納（15日以内）する場合）

4. 封印の滅失・き損または、整備に係る再封印

- (1) 封印受領を希望する場合は、会議所の〔封印窓口〕で次の必要な書類を提出し、封印を受取ること。
 - ・当該自動車の自動車検査証の写し
 - ・自動車登録番号標再封印請求書
 - ・指定自動車整備事業者に係る封印受領書
 - ・封印が取外された状況を示す写真
 - ・顧客からの整備依頼の書面